

議案第 72 号

多可町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 5 年 12 月 22 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町手数料条例（平成17年多可町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表を次のように改める。

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあつては、1通につき200円
(2)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 400円 ただし、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない
(3)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1通につき 750円
(4)	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 700円 ただし、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請

		求める場合は手数料を徴収しない
(5)	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき 350円
(6)	除かれた戸籍に記載した事項の証明書の交付	1 件につき 450円
(7)	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき 350円  ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき1,400円
(8)	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等 350円 情報の内容を表示したもの1件につき

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 多可町手数料条例の新旧対照表

現 行			改 正		
<b>別表（第2条関係）</b> 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の規定に基づく手数料			<b>別表（第2条関係）</b> 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の規定に基づく手数料		
	手数料を徴収する事務	手数料の金額		手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	1 通につき 450円  ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあつては、1 通につき200円	(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>戸籍証明書の交付</u>	1 通につき 450円  ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあつては、1 通につき200円
			(2)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき 400円  ただし、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない
(2)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	1 通につき 750円	(3)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>除籍証明書の交付</u>	1 通につき 750円

現 行			改 正		
			(4)	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 700円 ただし、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない
(3)	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件につき 350円	(5)	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件につき 350円
(4)	除かれた戸籍に記載した事項の証明	1件につき 450円	(6)	除かれた戸籍に記載した事項の証明書の交付	1件につき 450円
(5)	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円	(7)	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円
(6)	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	書類1件につき 350円	(8)	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円